

5. 自然と共生し、安全・安心な環境を育むまち【自然・環境】進捗状況集計

達成状況評価基準	令和5年度評価		事業総合評価	
	取組数	割合	取組数	割合
A【100%又は100%以上】…事業が完了 又は 目標以上成果があった	0	0.0%	—	—
B【70%～100%未満】…検討課題がほぼなく 又は あるものの事業を実施中	51	100.0%	—	—
C【50%～70%未満】…事業の実施準備が完了 又は完了し事業に着手	0	0.0%	—	—
D【20%～50%未満】…課題等への対応中 又は 事業の実施準備がほぼ完了	0	0.0%	—	—
E【0%～20%未満】…未着手 又は 着手に向けて検討中	0	0.0%	—	—

令和6年度事業の方向性							
区分	取組数	割合	区分	取組数	割合		
A	0	0.0%	C	1	0	0.0%	
				2	0	0.0%	
B	1	49	96.1%	D	1	0	0.0%
	2	2	3.9%		2	0	0.0%
	3	0	0.0%		3	0	0.0%

※事業の方向性に関する説明は、【資料1】の1ページ目をご覧ください。

【自然・環境】施策評価

※まちづくりアクションプログラムの初年度のため、事業総合評価は「-」としています。

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和5年度事業内容・実績(見込)	令和5年度 評価	令和6年度の事業内容	令和6年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
5 自然と共生し、安全・安心な環境を育むまち【自然・環境】								
1 自然環境の保全・活用								
1 水環境の保全や美化活動への連携づくり								
	1 不法投棄の防止及び回収		神奈川県及び警察等関係機関と連携を図りながら、パトロール及び看板の設置等不法投棄対策を実施しました。	B	看板の設置、パトロール等の不法投棄対策を継続して実施します。	B1	—	環境上下水道課
	2 酒匂川統一美化キャンペーン・丹沢大山ク リーンキャンペーン等による啓発・普及の 推進		5月21日に酒匂川統一美化キャンペーンを実施し、531人が参加しました。 11月12日には丹沢大山クリーンキャンペーンを実施しました。	B	関係団体等と連携し、酒匂川統一美化キャンペーン（5月）及び丹沢大山クリーンキャン ペーン（11月）等を実施します。	B1	—	環境上下水道課
2 環境対策								
	1 地球温暖化対策・クールチョイスの推進	拡充	冷暖房の適切な使用などによる節電、庁内会議のペーパーレス化、廃棄物の分別の徹底等、地球温暖化対策として町職員による取組みを推進しました。また、クールチョイスの取組みが地域住民等の生活に定着するよう更なる普及啓発を図りました。	B	冷暖房の適切な使用などによる節電、庁内会議のペーパーレス化、廃棄物の分別の徹底等、地球温暖化の防止に向けた取組みを継続すると共に、情報提供や啓発を行います。また、クールチョイスの取組みが地域住民等の生活に定着するよう更なる普及啓発を図ります。	B1	—	環境上下水道課
	2 スマートハウス普及の推進	新規	スマートハウス整備促進事業費補助金交付要綱に基づき、太陽光発電システム、HEMS、家庭用ヒートポンプ式給湯器等の導入に対し、補助金を交付し、各設備の普及促進を図りました。	B	広報及びホームページ等による周知を徹底し、スマートハウス整備促進事業費補助金の利用促進を図ります。	B1	—	環境上下水道課
	3 木質バイオマス事業化の推進（再掲）		町内で生産された薪を用いて健康福祉センターの木質バイオマスボイラーの運用を行い、年間約45㎡程度の薪を使用しました。	B	健康福祉センターの木質バイオマスボイラーの運用状況を整理しながら、灯油の使用量の削減を図るとともに、薪需要の拡大を図ります。	B1	—	環境上下水道課
	4 電気自動車等の普及促進	新規	電気自動車の購入に対し補助金を交付し、電気自動車の普及促進と災害時の非常用電源としての活用を図りました。	B	現行制度を継続しながら電気自動車の利用促進を図ります。	B1	—	環境上下水道課
3 花とみどりづくりの促進								
	1 花とみどりいっぱい事業	拡充	配布希望のある自治会へ花の種及び苗等の配布を行うとともに、文久橋及び籠場橋のプランター、小田急線新松田駅前花壇等の植栽を行いました。	B	現行制度を継続しながら、植栽箇所の充実及び拡大を図ります。	B1	—	環境上下水道課

【自然・環境】施策評価

※まちづくりアクションプログラムの初年度のため、事業総合評価は「-」としています。

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和5年度事業内容・実績（見込）	令和5年度 評価	令和6年度の事業内容	令和6年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
2 河川・砂防・治山								
1 河川・砂防・治山施設の整備								
	1 県に対する積極的な要望と地域との調整		事業を推進するため、神奈川県に対し、町村会を通じた「県の施策・予算に関する要望」を実施しました。	B	前年度同様、関係機関を通じて要望活動を行うことで整備を推進していきます。	B1	-	まちづくり課
2 小河川・水路の点検・整備								
	1 点検や計画的な整備・推進		定期的な点検により整備の必要箇所の優先順位に基づき改修を行いました。	B	従来どおり整備必要箇所の優先順位に基づき改修を行っています。	B1	-	まちづくり課
3 景観								
1 景観行政の推進								
	1 景観の整備・保全		景観に関する行政の取り組み事例などの情報のアンテナを常に張っています。	B	前年度同様、調査・検討を図るための情報収集を進めます。	B1	-	まちづくり課
2 魅力的なまち並みの整備								
	1 景観行政の推進に係る各種支援		都市計画法で定める地区計画、建築協定に基づく該当地区の建築指導を行いました。	B	魅力的なまち並みを形成するため、適切な指導並びに活動を支援します。また、まちづくり活動については、活動の趣旨を広く周知していきます。	B2	-	まちづくり課
4 公園・緑地								
1 公園等の整備・維持管理								
	1 公園・児童遊園地等の遊具整備・維持管理	拡充	遊具の定期点検及び修繕、園内の清掃や草刈等の環境整備、自治会への清掃委託、園内施設の維持管理に伴う修繕等を行います。 令和5年度は宮下児童公園を中心に環境整備を行いました。	B	これまでの取組みを継続し、計画的に維持管理に取組みます。 また、憩いの場・遊び場としての充実を図ります。	B1	-	環境上下水道課
2 緑化意識の高揚と緑化の推進								
	1 緑化意識の高揚・「コスモス」の植栽等の推進		公園や児童遊園地へのコスモス等の植栽や樹木の適正な管理により緑化を推進しました。	B	公園や児童遊園地の植木・植栽管理を継続し、より一層の緑化意識の高揚と推進を図ります。	B1	-	環境上下水道課
3 西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの管理・運営								
	1 西平畑公園及び松田山ハーブガーデン活用促進	拡充	令和5年7月1日から西平畑公園及び松田山ハーブガーデンは指定管理者が管理することとなりました。	B	指定管理者が導入されたことにより、新たな発想によるサービスレベルの向上と収支の改善を図ります。	B2	-	観光経済課
4 子どもの館・自然館の活動の推進								
	1 子どもの館及び自然館の利用促進		各種講座・教室の開催を行いました。	B	これまでの取組みを継続し、各種講座・教室を開催します。 また、指定管理者制度の導入している西平畑公園・ハーブガーデンと連携した新たなサービスの提供により来館者の増加を図ります。	B1	-	観光経済課
5 ふるさと鉄道の維持管理・運営								
	1 ふるさと鉄道活用促進		令和5年7月1日から西平畑公園及び松田山ハーブガーデンは指定管理者が管理することとなりました（ふるさと鉄道を含みます）。 しかし、7月中旬からミニSL号とロマンスカー号については老朽化により故障してしまい運休が続いています。	B	指定管理者が導入されたことにより、新たな発想によるサービスレベルの向上と収支の改善を図ります。	B1	-	観光経済課
6 パークゴルフ場の維持管理・運営								
	1 パークゴルフ場の活用促進	拡充	令和5年4月1日より指定管理者が管理することとなりました。	B	指定管理者が導入されたことにより、新たな発想によるサービスレベルの向上と収支の改善を図ります。	B1	-	観光経済課

【自然・環境】施策評価

※まちづくりアクションプログラムの初年度のため、事業総合評価は「-」としています。

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和5年度事業内容・実績（見込）	令和5年度 評価	令和6年度の事業内容	令和6年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
5 消防・救急								
1 消防組織・体制の充実								
1	広域消防との連携強化		災害現場で相互に協力して円滑な活動をするため、小田原市消防本部の主催する行事への参加など、日頃から顔の見える関係の構築に努めました。	B	小田原市消防本部の実施する消防団広域連携事業や連絡会議など、積極的に参加します。	B1	—	安全防災担当室
2	消防団詰所等の改修		令和5年度に6分団詰所の外構工事を実施しました。	B	消防団や管轄自治会など関係機関と連携して検討を進めていきます。	B1	—	安全防災担当室
3	消防車両の更新		令和5年度は、消防庁の無償貸付事業（消防団の訓練を通じ、災害対応能力の向上を図ることが目的としたもの）に7分団導入車両が採択されました。また、車両の点検やポンプ性能検査を行い、各分団の所有する消防自動車を維持管理しています。	B	7分団の車両については、令和6年度中の配備を計画します。	B1	—	安全防災担当室
4	消防団員の管理・維持		各分団は新入団員確保に取り組みました。（1人入団）	B	各分団において、新入団員の確保を図ります。 町としても団員募集の広報を実施します。 また、分団長会議の場で消防団の将来を検討します。	B1	—	安全防災担当室
5	機能別消防団員の確保		令和元年10月より機能別消防団員制度を創設しています。平日昼間等に火災が発生した場合など、消防力の補完をしています。	B	機能別消防団員の業務内容の検討を行います（火災時の出勤、可搬ポンプの操作や車両の運転など）。 また、広報活動を充実させ、さらなる団員確保に取り組めます。	B1	—	安全防災担当室
6	消防団業務のデジタル化	新規	消防団活動支援システムの携帯用アプリケーションを導入しました。	B	通常の運用に加えて、水利情報をデータベース化し、消火栓、防火水槽のマップ表示を実施します。	B1	—	安全防災担当室
2 火災予防の推進								
1	防火意識の啓発		消防団による防火広報や町公式サイトを通じて防火防災意識の啓発を進めました。	B	各期火災予防運動期間中に、消防団による防火広報や町公式サイトを通じて防火防災意識の啓発を継続していきます。	B1	—	安全防災担当室
2	住宅用火災警報器の設置促進		住宅用火災警報器については、町民の方に設置を促しました。また、火災警報器の設置補助金を制定しました。	B	火災警報器の無償配布を行います。（100個）	B1	—	安全防災担当室
6 防災対策								
1 防災体制の充実								
1	地域防災計画の見直し		令和5年度は地域防災計画の修正を実施しました。	B	地域防災計画の配布・説明を実施します。	B1	—	安全防災担当室
2	防災協定の締結		広域避難に必要な関係機関や近隣自治体と協定に関する提示や調整を行いました。	B	避難所、物資補給、富士山避難等協定内容を区分し、真に必要な災害協定の新規締結及び見直しを実施していきます。	B1	—	安全防災担当室
3	各種マニュアルの整備		職員行動マニュアル等の検討を実施しました。	B	職員行動マニュアル等の改定を行います。	B1	—	安全防災担当室
4	要配慮者の災害時避難の支援	新規	令和3年度策定の避難所運営マニュアルに要配慮者に対する基本的な考え方を記述しており、それをもとに関係機関との連携を深めました。	B	福祉課及び民生委員、自主防災会等と連携し要配慮者に対する個別避難計画の作成を支援します。	B1	—	安全防災担当室

【自然・環境】施策評価

※まちづくりアクションプログラムの初年度のため、事業総合評価は「-」としています。

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和5年度事業内容・実績（見込）	令和5年度 評価	令和6年度の事業内容	令和6年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
2 自主防災組織力の向上								
1	防災訓練の実施	拡充	自主防災会、町役場及び消防団の防災訓練を実施しました。 令和5年度参加人数：1,700人	B	県との協同等を計画します。	B1	-	安全防災担当室
2	自主防災組織の育成支援	拡充	防災講話や防災機材を配布を実施して、自主防災力の向上を図りました。	B	防災資機材等のハード面と地区防災計画の作成等ソフトの面をそれぞれ強化する必要があります。	B1	-	安全防災担当室
3 防災施設整備等の推進								
1	防災行政情報提供設備等の整備		令和2年度をもって、防災行政無線のデジタル化改修工事は完了。	B	あんしんメールの登録やフリーダイヤルの活用、スマートフォン用アプリやSNSの活用などを含め運用の周知・拡大を継続してまいります。	B1	-	安全防災担当室
2	防災備蓄品の整備		災害時に必要な食糧や物品等の整備を図りました。 また、災害時の食料確保についてご家庭で備えていただくよう周知しました。	B	災害時に必要な食糧や物品等の整備を図ります。 火山災害等備蓄基準を見直す必要があります。	B1	-	安全防災担当室
3	生活水の確保		災害時に必要な生活用水について確保するため、ライフラインの応急対策を検討しました。	B	災害時に必要な生活用水を確保するため、水源の確保要領を具体化します。	B1	-	安全防災担当室
4	飲料水の確保		町役場庁舎の40tの飲料水型耐震性貯水槽の点検整備を行いました。	B	今後、耐震性貯水槽の点検を定期的実施します。 また、ペットボトルによる備蓄を計画的に実施します。	B1	-	安全防災担当室
4 災害に強いまちづくりの推進								
1	耐震改修促進計画の推進		令和3年3月に耐震改修促進計画を改定し、新たな目標数値に向かって耐震化を図るため、一部耐震の補助制度（防災ベッド・耐震シェルターの設置補助）を創設しました。	B	補助金の利活用を容易にするため要綱を見直すなど、耐震改修促進計画に基づき、耐震化の推進を図ります。	B1	-	まちづくり課
2	木造住宅耐震診断の推進		木造建物の耐震診断の補助事業を普及するため、広報（年3回掲載）、個別訪問、建築士事務所協会と連携した無料相談会を実施し、広く町民にPRしました。	B	補助金の利活用を容易にするため要綱を見直すなど、耐震改修促進計画に基づき、耐震化の推進を図ります。	B1	-	まちづくり課
3	生垣設置、危険ブロック塀撤去の推進		地震の際に倒壊する危険のあるブロック塀を撤去し、生け垣を設置する補助事業を普及するため、広報への掲載（年3回掲載）により町民にPRした。 R5年度実績：4件	B	令和5年度同様、災害に強いまちづくりを推進するため、普及活動に努めます。なお、耐震改修促進計画の改定に伴う施策を推進します。	B1	-	まちづくり課
4	木造住宅耐震改修の推進		木造建物の耐震改修の補助事業を普及するため、広報（年3回掲載）、建築士事務所協会と連携し無料相談会で簡易診断を実施し、広く町民にPRしました。	B	令和5年度同様、制度趣旨に鑑み普及活動に努めます。また、一部耐震化事業として、防災ベッドの利用促進を図ります。	B1	-	まちづくり課
5	応急危険度判定士、木造住宅耐震実務者の登録の推進		災害時における被災建築物の判定を行う際のコーディネート研修に参加する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策により本年度は実施されませんでした。	B	研修に参加しながら課題等の整理を行います。	B1	-	まちづくり課
7 防犯対策								
1 防犯体制の強化・啓発								
1	地域防犯組織の育成支援		各地域に防犯ボランティア11団体が編成されています。	B	防犯ボランティア、防犯指導員及びわんわんパトロール隊の活動を支援します。	B1	-	安全防災担当室

【自然・環境】施策評価

※まちづくりアクションプログラムの初年度のため、事業総合評価は「-」としています。

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和5年度事業内容・実績（見込）	令和5年度 評価	令和6年度の事業内容	令和6年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
	2 防犯パトロールの定期的な実施		防犯ボランティアや防犯指導員、わんわんパトロール隊がパトロールをしました。	B	引き続き防犯ボランティアや防犯指導員、わんわんパトロール隊を支援します。	B1	-	安全防災担当室
	3 あんしんメール・同報無線・広報・パンフレット等による情報発信		町民全体に周知できるよう、同報無線・あんしんメール（登録3,109人）等を活用し、さらには広報やパンフレット、SNSを活用することで防犯体制を強化しました。	B	引き続き、町民全体に周知できるよう防犯体制を強化していきます。各種防災情報に関し幅広い年齢層への周知を図ります。	B1	-	安全防災担当室
2 安全な環境づくりの推進								
	1 防犯灯の設置・維持管理		平成26年度から町内全域の防犯灯をLEDに交換しており、引き続き、維持管理を委託業者に依頼し、適切に管理をしました。	B	令和7年6月31日に防犯灯のリースが終了するため、終了後適正な維持管理が行えるよう管理要領を検討します。	B1	-	安全防災担当室
	2 防犯カメラの設置・維持管理		令和2年度に必要箇所の設置が完了しました。その後は、維持管理を実施するとともに、警察の依頼で映像の提供等を行いました。	B	維持管理を実施するとともに、防犯カメラの設置に関する検討を実施します。	B1	-	安全防災担当室
8 交通安全対策								
1 交通安全施設の整備・推進								
	1 交通安全施設の整備		古くなった看板の交換、危険個所に注意喚起の看板設置を行いました。	B	老朽化した看板の交換や交通事故防止対策の効果的な安全表示の実施します。	B1	-	安全防災担当室
2 交通安全教育の普及								
	1 幅広い層への交通安全教育の充実		幼児・小学生を中心に交通安全教育の推進、交通安全意識の普及・啓発に努めました。また、道路交通法の改正に伴い、子供から高齢者までを対象とした交通安全講演会を実施しました。	B	松田警察署、交通指導隊と連携し、交通事故を防ぐため、全世代に交通安全教育の推進、交通安全意識の普及・啓発に努め、交通安全運動を推進します。また、自転車用ヘルメット購入者に対し、補助金制度を制定します。	B1	-	安全防災担当室
	2 交通安全運動等を通じた広報活動の充実		各期交通安全期間中に、町交通指導隊員が交通安全指導車での町内広報を行い、交通事故防止を呼びかけました。	B	昨年と同様に各期交通安全期間中に町交通指導隊員から交通安全指導車での町内広報を実施するとともに、HP等積極的に広報していきます。	B1	-	安全防災担当室
3 交通安全に関する主体的活動の推進								
	1 交通指導隊の活動支援		交通指導隊員の条例改正を行い、出動手当の時間に応ずる増額を行い、その活動を支援しました。	B	交通指導隊のその他に定める事項等（行事や装備等）を整理し、参加を明確にします。	B1	-	安全防災担当室
	2 交通整理員や防犯ボランティアの配置		交通整理員（警察・指導隊等）や防犯ボランティアが児童の登下校時、交通安全活動に協力していただきました。	B	昨年と同様に交通整理員（警察・指導隊等）や防犯ボランティアが児童の登下校時、交通安全活動に協力していただきます。	B1	-	安全防災担当室
4 交通事故被害者等への支援								
	1 交通事故被害者支援		各期交通安全運動について、広報等を通じ周知しました。また、車両の交通による人の死傷について、町民に対し周知しました。	B	引き続き車両の交通による人の死傷及び歩行者の踏切における死傷について、当事者またはその遺族に見舞金を支給していきます。	B1	-	安全防災担当室